

発議第 7 号

地下鉄 8 号線の建設の実現に向けた基金の再設置を強く求める決議

松伏町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 18 日提出

提出者 松伏町議会議員 高野 祐大
賛成者 松伏町議会議員 福井 和義

松伏町議会議長 増田 等 様

地下鉄 8 号線の建設の実現に向けた基金の再設置を強く求める決議

松伏町にとって、東京に直結する鉄道、地下鉄 8 号線の実現は、永年の願いだ。人口減少を食いとめる、人口増・定住化の推進策であり、町の将来を担う重要なプロジェクトである。公共交通の整備については、町民意識調査の中でも、要望が多い。第 5 次総合振興計画においても、地下鉄 8 号線の建設を踏まえたまちづくりを想定した上で策定されている。町はこれまでも関係機関に対し、建設の促進に向けた要望活動を行ってきたが、地下鉄 8 号線の誘致に関しては、町のみで進められるものではない。近隣の市や町と連携し、国・県等々の関係機関と協調した上で進められる巨大プロジェクトであるため、町としても長期的な視点を持つ必要がある。

しかしながら、松伏町は、地下鉄 8 号線の実現に向けて、平成 11 年に松伏町鉄道建設基金を設置し、その後、財政上の理由から平成 16 年 3 月に廃止した経過がある。一方、近隣では、地下鉄 8 号線の建設基金は、野田市においては約 4 億 6,500 万円の積立金があるほか、越谷市では約 1 億円、吉川市、八潮市、草加市も約 3,000 万円の基金を積み立てている状況だ。これまで、松伏町議会においても、地下鉄 8 号線の実現に向けた基金の必要性について、多くの議員から質問がなされたが、町執行部は地下鉄 8 号線の実現に向けた基金の必要性について十分認識をしているとしながらも、必要な措置は講じられていない。

地下鉄 8 号線の実現に向けた基金の再設置は、近隣の市や町と足並みをそろえ、地下鉄 8 号線の実現に対する松伏町の決意を改めて対外的に示すことになる。町の夢が詰まった巨大プロジェクトである、東京に直結する鉄道、地下鉄 8 号線の実現をより可能とするものである。

よって、地下鉄 8 号線の建設の実現に向けた基金の再設置に向けて、条例の整備など、必要な措置を講じることを強く求める。

以上、決議する。

令和 4 年 3 月 18 日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会